

CHAPTER ▶ III

復興プロセス編

RECONSTRUCTION
PROCESS

1

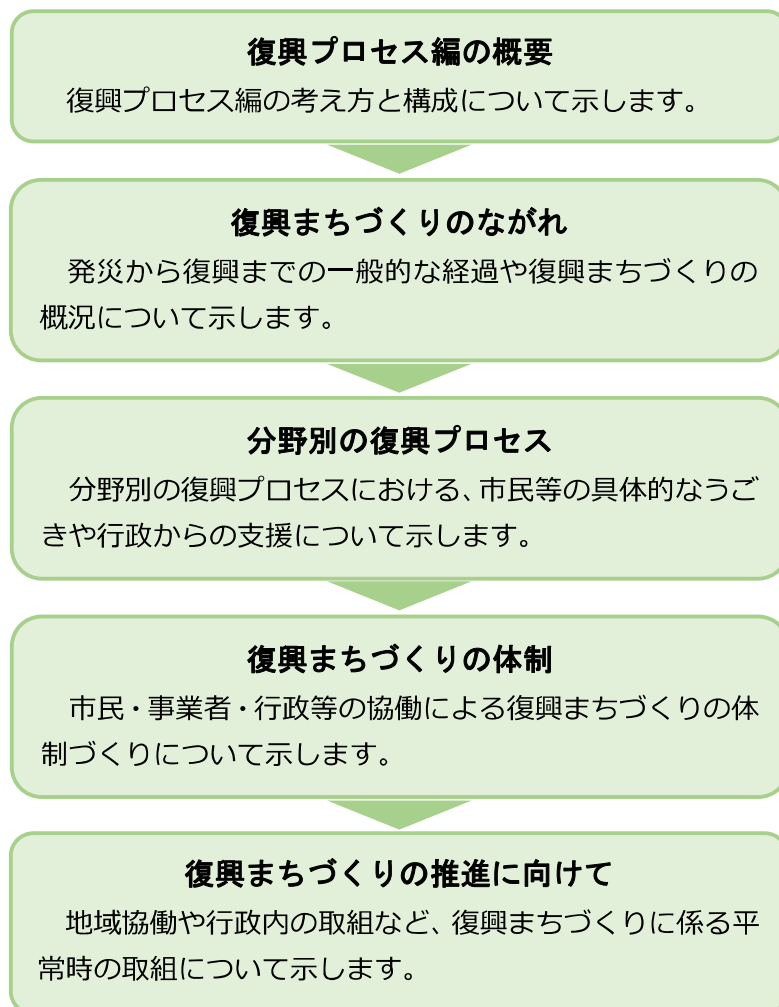
復興プロセス編の概要

(1)復興プロセス編とは

復興プロセス編とは、発災後の復興の取組の中で、市民・事業者及び行政のそれぞれのうごきについて示したものです。今何をすべきか、どのような支援があるのかを把握することで、スムーズな復興まちづくりの推進を図ります。

(2)復興プロセス編の構成

復興プロセス編では、以下の内容について示します。



I

II

III

復興プロセス編

IV

(3)大規模災害からの教訓を活かす

実効性のある計画とするため、復興ビジョン編で示した「近年発生した大規模災害からの教訓」から、復興プロセス編においても、以下のとおり反映します。

	大規模災害からの教訓	復興プロセス等での反映事項
市街地の復興	被災状況等の情報把握の遅れ	・早期に現地の被災状況を把握できるよう平常時からの準備・関係機関との調整を進める（高性能ドローンや SAR 衛星、空中写真の活用等） ・危険箇所における監視体制の維持・構築（AIweb カメラや Car-SAT の活用等） ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】
	被災地への進入経路の途絶による災害応急対応の遅れ	・陸・海・空から、あらゆる手段を用いて速やかに進入し、必要な人員、資機材及び物資等を投入・輸送できるよう平常時からの準備・関係機関との調整を進める（小型・軽量化された消防車両や資機材の準備等） ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】
	災害対応従事者等の脆弱な活動環境	・平常時からの受援体制準備の実施（活動拠点の確保、高性能テントの活用等） ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】
	発災後に復興事業を計画すると過大となる恐れ	・人口減少等の社会トレンドを踏まえた、復興計画の検討 ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】
	河川の増水や浸水により仮置場の設置が困難	・災害リスクを踏まえた仮置場の候補地検討 ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】
	地籍調査の未完了に伴う復興事業の遅れ	・平常時からの計画的な地籍調査の実施 ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】
	多大な時間を要した合意形成	・協働による復興まちづくり体制の構築 ⇒【復興まちづくりの体制で反映】 ・復興まちづくり訓練を通じた復興まちづくり計画（案）の作成 ⇒【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】
住環境の復興	地域コミュニティの維持困難、再生困難	・地域ごとの仮設住宅必要戸数の事前把握及び必要数に応じた配置の検討 ・地域住民の避難先を地域で把握 ⇒【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】
	医療サービス等の低下に伴う持病の悪化	・避難所等への巡回相談訪問の実施 ⇒【分野別の復興プロセス（医療・保健・福祉）で反映】
	被災者の生活利便性の低下	・商業施設等の避難生活を支える必要な施設と連動した仮設住宅の配置検討 ⇒【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】
	避難生活の長期化による健康や教育環境の悪化	・復旧期までに仮設住宅への入居を実施 ⇒【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】 ・巡回指導による健康支援の実施 ⇒【分野別の復興プロセス（医療・保健・福祉）で反映】
	被災家屋等の解体・撤去の遅れ	・担当部署の早期設置 ⇒【行動マニュアルで反映】

	大規模災害からの教訓	復興プロセス等での反映事項
産業の復興	産業活動の縮小、人手不足の発生 (農林漁業の生産縮小・廃止、工場・事業所及び労働者の流出)	・BCP（事業継続計画）の策定支援 ⇒【分野別の復興プロセス（商業・工業）で反映】 ・合同就職相談会の実施による雇用の確保 ⇒【分野別の復興プロセス（商業・工業）で反映】 ・自己再建が困難な事業者による事業の共同化 ⇒【分野別の復興プロセス（農林漁業）で反映】
	過剰な設備投資による資金繰りの悪化	・支援機関・金融機関等と連携した、きめ細かな金融支援の実施 ⇒【分野別の復興プロセス（商業・工業、農林漁業）で反映】
	被災事業所・農地への復旧・復興支援の遅れ	・BCP（事業継続計画）の策定支援 ⇒【分野別の復興プロセス（農林漁業）で反映】
復興の体制等	発災直後の行政・住民双方の混乱	・復興まちづくりへの意識向上 ⇒【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】
	行政主導による「復興計画」の策定	・復興計画に対する住民、事業者等への周知・意向調査の実施 ・平常時からの本計画の周知及び復興まちづくり訓練の実施 ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）、復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】
	行政内及び行政間の連携不足	行動マニュアルにおける行政手続・連携方策等の明確化
	受援体制の未整備による混乱の発生	・富士市災害時受援計画に基づく、ボランティア等の受け入れ体制の構築 ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）】で反映 ・平常時からの富士市災害時受援計画に基づく、訓練の実施 ⇒【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】
	事業者不足・資材の高騰に伴う工事入札の不調、工事進捗の遅れ	・事業者との災害協定の締結、復興基金の設立 ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】 行動マニュアルにおける行政手続・連携方策等の明確化

I

II

III

復興プロセス編

IV

2

復興まちづくりのながれ

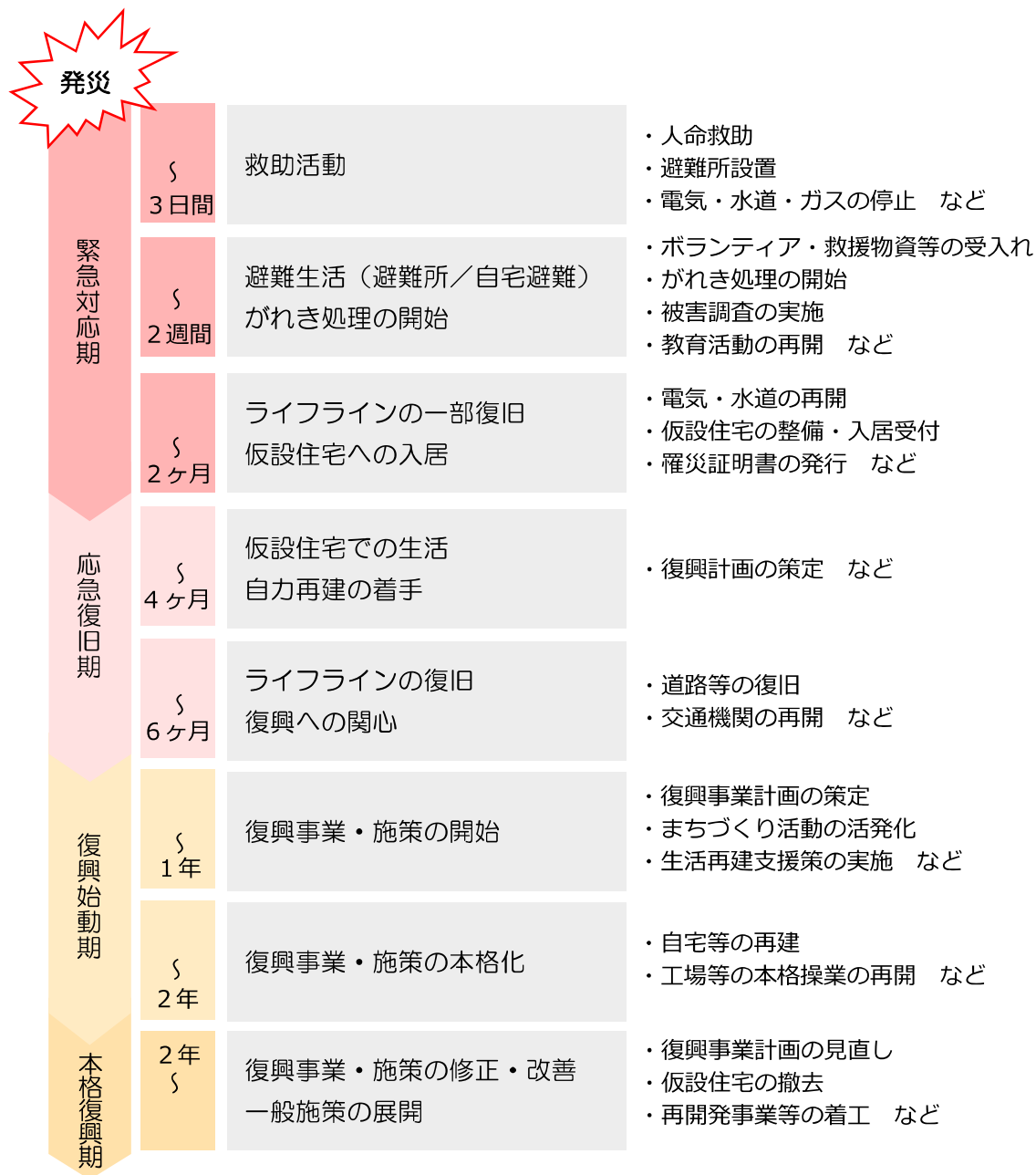
(1)復興まちづくりのステップ

地震等により大きな被害が発生した場合、本格的な復興までには多大な時間を要するため、発災後の時間的経過に伴う4つのステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進めていきます。



(2)復興までの一般的な経過

被災の状況やまちづくりの熟度等により、復興までの経過は異なりますが、過去の震災等における、発災から復興までの一般的な経過は、以下のとおりです。



がれきの処理について

復興まちづくりを迅速かつ着実に進めるためには、がれきの撤去や処分について、事前に対策を講じておくことが重要です。本市では、市民・ボランティア等の協力のもと、復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的に、「富士市災害廃棄物処理計画」を令和3年6月に改定しました。

3

分野別の復興プロセス

復興プロセスにおいて、市民・事業者等が把握しておく必要があるそれぞれのうごきや行政の支援等を分野別に示します。

(1) 分野別の復興プロセスの考え方

1) 各分野の主な内容について

復興ビジョン編において整理した4つの課題から、基本理念の実現に向けた目標及び目標達成のための基本方針を定めました。復興を進めるに当たっては、多様できめ細かな取組が必要となるため、柱となる5つの分野を設定し、それぞれ段階的な復興まちづくりの取組を示します。

「市街地」は地域の経済活動や社会生活における中心的機能の復興、「住宅等」は個人が安心して生活再建を行える環境形成、「医療・保健・福祉」は被災者の健康管理や医療・福祉サービスの充実、また、それに伴う住民生活の質の向上、「商業・工業」や「農林漁業」は雇用の確保や地域経済の早期再生等といった役割を担うものであり、各分野の取組を相互に連携して進めることにより、地域の総合的な復興を早期に実現させる効果が期待されます。

分 野	主な内容
市街地の復興	復興まちづくり計画の策定や市街地再開発事業等の面的整備
住宅等の復興	各種支援事業等による被災者の住まいの確保
医療・保健・福祉の復興	福祉避難所の設置・運営や医療・福祉サービスの確保
商業・工業の復興	仮設店舗・事業所等の確保や本格営業（操業）の再開
農林漁業の復興	農林漁業施設の応急復旧や本格的な操業の再開

2) 各主体別のうごきの考え方について

分野別の復興プロセスでは、各項目において、「市民・事業者のうごき」、「地域等のうごき」、「行政のうごき・支援策」を示しています。それぞれの考え方は、以下のとおりです。

項 目	考え方
市民・事業者のうごき	市民・事業者が自宅の再建や復興まちづくり等において、自主的に実施すべき内容を示しています。
地域等のうごき	市民・事業者や中間支援組織等が、地域の復興まちづくりにおいて実施すべき内容を示しています。地域の担い手としては、町内会・区や自主防災組織、まちづくり協議会や復興まちづくり協議会等が想定されます。
行政のうごき・支援策	各項目において、市民・事業者が知っておくべき行政のうごきや、市民・事業者等の再建にかかる支援策等を示しています。

(2) 発災前のうごき

分野別の復興プロセスにおいて、災害に対し事前に備えることのできる「発災前のうごき」について、「市民・事業者」、「地域等」、「行政」の主体毎に分野別に示します。

1) 市街地の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
市民・事業者	■ 市民・事業者は、自主防災会の本部設置場所を確認する。 ■ 市民・事業者は、自宅や事業所等が倒壊しないよう、建物の耐震化を行う。 ■ 市民・事業者は、行政が実施する地籍調査に協力する。 ■ 相続登記が未申請の不動産を所有する市民は、速やかに登記の申請を行う。
地域等	■ 自主防災会は、地域住民の防災意識向上を図るため、防災訓練等を定期的実施する。 ■ 事業者は、事業所内の防災訓練のほか、地域の自主防災会と協働での防災訓練を実施する。
行政	■ 建物が密集している地域や災害リスクの高い地域、復興地区区分など、地籍調査を優先して実施する地区を検討する。 ■ 地籍調査を計画的に実施するとともに、新技術の導入や効率的な地図整備の方法について国の動向を注視し、調査進捗率の向上を図る。 ■ 大きな被害が想定される地域やまちづくりに課題を抱えている地域等において、市民・事業者等との協働による復興まちづくり訓練（P83 参照）を実施する。 ■ 早期に現地の被災状況を把握できるよう平常時からの準備・関係機関との調整を進める（高性能ドローンやSAR衛星、空中写真の活用等）。 ■ 危険箇所における監視体制を維持・構築する（AIWebカメラやCar-SATの活用等）。 ■ 陸・海・空から、あらゆる手段を用いて速やかに進入し、必要な人員、資機材及び物資等を投入・輸送できるよう平常時からの準備・関係機関との調整を進める（小型・軽量化された消防車両や資機材の準備等）。 ■ 平常時からの受援体制を準備する（活動拠点の確保、高性能テントの活用等）。 ■ 災害リスクを踏まえた災害廃棄物仮置場候補地の検討・設営訓練を実施する。 ■ 事業者との災害協定の締結、復興基金の設立を実施する。 ■ 富士市立地適正化計画の適正な運用により、居住及び都市機能の緩やかな立地誘導を図る。 ■ 大きな被害が想定される密集市街地の解消に向けた、地区状況の把握や選定及び事業手法の検討等を実施する。 ■ 市街地の延焼抑制の観点から優先して整備する道路や公園等を選定・検討する。 ■ 避難場所における収容人数を算出する。 ■ 通学路や避難路等を中心とした安全性を確保する。 ■ 震災復興再開事業の事業予算や規模に関するシミュレーション等の事前準備を実施する。 ■ 復興まちづくり協議会の組織体制を検討する。 ■ 建築制限地域の指定条件・項目について確認、検討を行う。 ■ 緊急輸送路に指定されている都市計画道路の未整備区間における整備優先度及び整備スケジュールを確認する。 ■ 発災後を想定した道路機能のすみ分け（緊急輸送路、日常生活の移動経路等）の検討及び交通規制を検討する。 ■ まちなみ誘導と合わせて、地区特性に応じながら事前復興や防災まちづくりの観点を踏まえた検討・見直しを実施する。 ■ 富士市地域防災計画に基づき、相談窓口に係る体制等の運営方法を検討する。 ■ 応急危険度判定調査結果の情報共有方法（データベース共有等）を検討する。

2)住宅等の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
事業者 市民	■ 市民は、自宅が倒壊しないよう、建物の耐震化を図る。 ■ 市民は、被災した場合の自宅の再建計画を検討する。 ■ 相続登記が未申請の不動産を所有する市民は、速やかに登記の申請を行う。
地域等	■ 自主防災会は、施設管理者等と協力して避難所運営等の訓練を実施し、避難所の運営体制等を確認する。
行政	■ 耐震診断や耐震補強のための費用を助成する。 ■ 仮設住宅の建設候補地や建設可能戸数を検討し、市民に対して周知を図る。 ■ 商業施設等の避難生活を支える必要な施設と連動した仮設住宅の配置を検討する。 ■ 建物の耐震診断や支援事業に関する情報発信等により、耐震化を促進する。 ■ 仮設住宅等の建設予定地のハザード情報や建設予定地毎の建設可能戸数を確認する。 ■ 復興公営住宅建設に関する住民意向調査の内容、実施方法及び検討体制を研究する。 ■ 新たな仮設住宅建設予定地の確保とともに、公共用地空白エリアにおける建設可能性の有無や地域コミュニティ（町内会・区、学区等）を意識した検討を実施する。 ■ 被災状況に応じた要配慮者等の住宅整備（バリアフリー化）に関する整備計画を検討する。 ■ 仮設住宅の建設時における、集会場や広場の併設を検討する。 ■ 既存ストックの確認や賃貸型仮設住宅に関する比重の検討方法を研究する。 ■ 不動産業界団体等に対し、必要に応じた協力要請が発生することなど、事前周知・説明等を推進する。 ■ 地域コミュニティの考え方を踏まえた仮設住宅への入居方式（決定方針・優先順位等）を検討する。 ■ 土地家屋調査士会等の関係団体と連携して、住家の被害認定調査に関する研修会を継続的に実施する。 ■ 建築士会等の関係団体との協働による、相談窓口を設置する体制整備等を検討する。 ■ 住宅再建に関する融資に対する利子補給など、運用のしやすさを念頭においた制度改正を検討する。 ■ 各町内会・区と連携した災害時臨時ごみ集積所を指定する。 ■ 民間住宅に対する撤去手法の検討・周知を実施する。 ■ ライフライン事業者の防災対策の把握、連携方法、意見交換の場等を検討する。 ■ 技術職員の人員確保に関する検討及び施設操作等の技術継承を実施する。 ■ 上下水道施設の耐震化率を向上する。 ■ 各種BCP（業務継続計画）を更新する。 ■ 市民への情報提供の体制・方法（SNS等も含めた）を検討する。 ■ 継続的な液状化対策を実施する。 ■ 有事の際のホットラインの構築と運用方法等の効率的、効果的な体制確立を検討する。 ■ 道路パトロールや点検など生活道路の維持管理に係る既存取組の継続により機能を維持する。 ■ 発災後の早期回復・確保のため、上位関連計画で定める将来都市像など、都市交通の基本的な考え方について、公共交通事業者等への情報共有を実施する。 ■ 仮設住宅や仮設店舗の建設予定地と連動した公共交通ネットワークを検討する。

3)医療・保健・福祉の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
市民 事業者	■ 市民は、自分の体調、体質にあった食品を用意しておく（1週間程度の備蓄）。 ■ 市民は、平時から体調にあった食べ方（特に慢性疾患の人は、悪化させない食べ方）を習得しておく。 ■ 市民は、服薬中の薬についてわかるように、お薬手帳を活用し、避難時に持ち出せるように準備しておく。 ■ 市民は、自分や家族が、避難行動要支援者又はそれに準ずる状態である場合、災害時に備えた日頃の見守りにつながることから、地域等への個人情報の提供について検討する。 ■ 事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。 ■ 事業者は、施設利用者の安全確保や避難方法のほか、家族への連絡手段や引渡し方法等について定め、周知を図る。 ■ 事業者は、施設の再建計画を検討する。
地域等	■ 町内会・区等は、避難行動要支援者名簿に基づく日頃の見守りの中で、対象者が希望する避難支援の確認や、避難のシミュレーションの実施を検討する。
行政	■ 福祉避難所（指定施設・協定施設）の開設・運営訓練を実施する。 ■ 県と連携し、派遣保健師等の受援、協働支援を想定した体制整備を行う。 ■ 関係機関と連携・協働による、継続的なシミュレーション訓練等を実施する。 ■ 介護タクシー等の支援サービスの提供が可能か、事業者と協議・調整を実施する。 ■ 仮設住宅を中心とした商業施設や医療施設、介護施設等の配置を検討する。 ■ 被災児童への個別カウンセリングの実施及び教育復興支援のための加配教員の配置について、連携の必要な関係機関を確認する。 ■ 発災後に活用できる近隣施設や必要な教材・備品のリストアップなど、学べる場の確保のための条件を整理する。 ■ 「被災者のこころのケア 都道府県対応ガイドライン（内閣府）」を踏まえ、被災した子どもが安心して遊ぶことができる場を確保する。 ■ 子育て支援に携わる関係者等に対する研修会を開催する。 ■ 避難行動要支援者名簿における新規及び同意していない対象者に対する、定期的かつ永続的な意向確認を実施する。 ■ 地域ボランティアへの情報共有を実施する。 ■ 福祉避難所における継続的な協定事業所の開設・運営訓練の実施及び必要に応じた協定内容の見直しや新たな協定締結を実施する。 ■ 重要配水池や取水拠点に送水している管路及び重要給水施設（救護病院・避難所・救護所）へ配水している管路の耐震化を優先して実施する。 ■ ストーマ装具保管事業における保管方法や返却手段を検討する。

I

II

III

復興プロセス編

IV

4)商業・工業の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
事業者 市民	■ 事業者は、BCP（事業継続計画）を策定する。 ■ 事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。
行政	■ 応急危険度判定を実施する優先判定建物を選定する。 ■ 事業者意向を踏まえた流通ルート等の観点から、産業基盤整備における優先順位を実施する。 ■ 可動式防波堤の整備など、多重防御を検討する（改訂版 田子の浦湾振興ビジョンより）。 ■ 工場・事業所の仮設用地を確保する。 ■ 仮設工場等の候補地と合わせた、アクセス・流通ルート等の新たな産業基盤の整備を検討する。 ■ 災害特別融資制度等の金融支援策を検討する。 ■ 金融支援に関する事業者意向の調査・確認方法を検討する。 ■ 相談会や面接会等の開催時期や方法等を検討する。 ■ BCP（事業継続計画）策定状況の把握及び研修会等の開催によるBCP（事業継続計画）策定を促進する。 ■ 商工関係団体との連携による仮設住宅の建設予定地と合わせた仮設店舗の候補地を選定する。

5)農林漁業の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
事業者 市民	■ 事業者は、同業者間において、災害時の相互応援協定等を締結する。 ■ 事業者は、被災後の操業再開のための再建計画を検討する。
行政	■ 農林漁業施設の耐震化を図る。 ■ B C P（事業継続計画）の策定を支援する。 ■ 関係団体等との連携による支援策を検討する。 ■ 災害特別融資制度等の金融支援策を検討する。 ■ 金融支援に関する事業者意向の調査・確認方法を検討する。 ■ 発災後の販売促進や販路拡大の方法等を検討する。 ■ 田子の浦港（漁港区）の整備方法等の協議・検討を実施する。 ■ 未実施である林道橋の耐震照査を検討する。

I

II

III

復興プロセス編

IV

(3)分野別の復興プロセス

分野別の復興プロセスについて、段階的な取組を示します。

1)市街地の復興プロセス

市民・事業者のうごき	
発災 緊急対応期	被害確認
	復興方針の策定
	復興地区区分の設定
	＜復興重点地区＞ 第一次建築制限
	意向調査
応急復旧期	復興計画の策定
	＜復興重点地区の一部＞ 第二次建築制限
	復興まちづくり準備会の設置
	復興まちづくり協議会の設置
	意向調査

- 市民は、自宅の被害の程度を確認し、自主防災会に報告する。
- 事業者は、事業所等の被害の程度を確認し、商工会議所等に報告する。

- 市民・事業者は、行政が作成する復興方針を把握する。

- 市民・事業者は、自らが所有する土地がどの復興地区に区分されたか把握する。

- 市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。

- 市民・事業者は、復興計画策定に係る意向調査に協力する。

- 市民・事業者は、復興計画策定に係る説明会等に積極的に参加する。

- 市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。

- 市民・事業者は、復興まちづくり準備会に積極的に参画し、活動への理解と協力を行う。

- 市民・事業者は、復興まちづくり協議会に積極的に参画し、協議会の活動への理解と協力を行う。

- 市民・事業者は、復興まちづくり協議会が実施する意向調査に協力する。

地域等のうごき

- 自主防災会は、地域の被害状況を集約し、地区まちづくりセンターへ報告する。
- 自主防災会は、地域を巡回し、被害状況の報告のない世帯の被害状況を確認する。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、復興方針について、地域住民への周知に協力する。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握する。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、地域住民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、地域住民に対し、復興計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。
- 地域住民や地域事業者、町内会・区等が中心となって復興まちづくり準備会を設立し、復興まちづくり協議会の委員募集や規約案を検討する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
- 復興まちづくり準備会が中心となって、復興まちづくり協議会を設立し、地域の復興まちづくり計画等を検討する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり協議会の設立や運営を支援する。
- 復興まちづくり協議会は、地域住民や地域事業者に対し、復興まちづくりに係る意向調査を実施する。
- 中間支援組織は、意向調査の内容や手法について、復興まちづくり協議会を支援する。

行政のうごき・支援策

- 応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。
- 自主防災会からの報告を基に、特に被害が大きかった地域等から順に被害調査を実施する。
- 富士市災害時受援計画に基づく、ボランティア等の受け入れ体制を構築する。
- 人口減少等の社会トレンドを踏まえながら、復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、市民等に対して周知を図る。
- 被害状況や都市計画マスタープランにおける地域の位置付けから、復興地区区分を設定し周知する。
- 復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区において、発災後から最長2ヶ月の建築制限を実施する。
- 復興計画の策定に向け、市民や事業者の意向を反映するため、意向調査を実施する。
- 市街地整備の方針等を示す復興計画を策定し、計画の内容について市民・事業者等と共有するための説明会を開催する。
- 復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区内の面的整備等を実施する地区において、発災後から最長2年の建築制限を実施する。
- 行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
- 行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり協議会の設立や運営を支援する。
- 意向調査の実施について、行政が把握している他の地域へ避難している地域住民等への周知に協力する。

		市民・事業者のうごき
復興始動期	復興まちづくり計画の策定	●市民・事業者は、復興まちづくり協議会が開催する復興まちづくり計画に係る説明会に参加する。
	<まちなみ等を整備する場合> まちづくり ルール の策定	●市民・事業者は、まちづくりルールの策定に係る説明会に参加し、内容を把握するとともに、新たに建築等をする場合は策定されたまちづくりルールを遵守する。
	復興事業計画の 策定	●市民・事業者は、復興事業計画に係る説明会に参加し、計画の内容や整備時期等を把握する。
	<基盤整備・面的整備等 をする場合> 調査・測量・設計	●市民・事業者は、復興事業のための現地調査に立会うなど、行政に協力する。
	<基盤整備をする場合> 基盤整備の開始	●市民・事業者は、被災した道路等の基盤整備に係る説明会に参加し、内容を把握し整備に協力する。
	<面的整備をする場合> 面的整備の開始	●面的整備の対象地域の市民・事業者は、整備の内容や時期等について協議するための組合等に参加する。
本格復興期	意向調査の実施	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しのための意向調査に協力する。
	復興事業計画の 見直し	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る説明会等に参加し、見直しの内容等を把握する。 ●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る調査等へ協力する。

地域等のうごき	行政のうごき・支援策	
●復興まちづくり協議会は、意向調査の結果等から、地域の事業者の再建も含めた復興まちづくりの方針等を示す復興まちづくり計画を策定する。 ●復興まちづくり協議会は、地域住民や地域事業者を対象とした説明会を開催する。 ●中間支援組織は、復興まちづくり計画の策定や説明会の開催について支援する。	●行政職員を派遣し、復興まちづくり計画に対して、復興計画と整合を図るための必要な助言を行うとともに説明会の会場等を提供する。 ●説明会の開催等について、行政が把握している他の地域へ避難している地域住民等に周知する。	I
●復興まちづくり協議会は、良好なまちなみ景観等の形成を図るため、建物の高さや色彩など、地域の特性にあったまちづくりのルールを策定し、地域住民や事業者に周知する。 ●中間支援組織は、まちづくりルール策定のための資料の作成やファシリテート等の支援を実施する。	●行政職員を派遣し、まちづくりルールについて助言するとともに、コンサルタント等を派遣し、会議の運営を支援する。	II
●復興まちづくり協議会は、復興まちづくり計画で位置付けた復興事業の内容について、行政と協議する。 ●町内会・区は、地域住民に対し、復興事業計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。	●復興計画や地域の復興まちづくり計画、意向調査の結果を踏まえ、復興事業計画を策定する。 ●復興事業計画の内容について、市民・事業者と共有するための説明会を開催する。	III
●復興まちづくり協議会や町内会・区は、地権者の把握や周知等について、行政に協力する。	●被災した道路等の基盤整備や市街地再開発事業等の面的整備のため、地権者の協力のもと、調査・測量等を実施する。なお、地籍調査が完了している区域においては、調査・測量等を省略する。	IV
●復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域住民に対し、被災した道路等の基盤整備に係る説明会への参加を呼びかける。	●復興事業計画に基づき、被災した道路等の基盤整備を実施するとともに、市民・事業者について整備内容等を周知するための説明会を開催する。	
●対象地域の市民・事業者は、面的整備の内容や整備時期等について協議するための組合を設置し、事業計画を策定する。	●対象地域の市民・事業者を対象とした説明会を実施し、事業計画を策定するため、組合の設置や運営を支援する。 ●策定した事業計画に基づき、市街地再開発事業等の面的整備を実施する。	
●復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る意向調査への協力を呼びかける。 ●復興まちづくり協議会は、意向調査の内容等について行政と協議する。	●市民・事業者の復興まちづくりへの意向の変化を確認し、復興事業計画の見直しを図るための意向調査を実施する。	
●復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る説明会への参加を呼びかける。	●意向調査の結果や復興事業の進捗等を踏まえ、復興事業計画の見直しを実施する。 ●復興事業計画の見直しの内容等について、周知するための説明会を開催する。	

2)住宅等の復興プロセス

市民・事業者のうごき	
発災 緊急対応期 応急復旧期	避難所等への避難
	被害確認
	罹災証明書
	意向調査
	<半壊以上で修理する場合> 応急修理
	仮設住宅の整備・確保
	学校教育の再開
	<仮設住宅へ入居する場合> 仮設住宅への入居・説明会
	避難所の閉鎖
	教育施設の整備
	説明会・意向調査

- 自宅が被災した市民は、市指定の避難所や親戚宅等に避難し、自宅での生活が可能な市民は、自宅での生活を継続する。
- 事業者は、特に高齢者や障がいのある人等の要配慮者へ十分に配慮し、避難所等への誘導や受入れを実施する。
- 市街地の復興プロセスの同項目参照（P64）。
- 自宅が被災した市民は、罹災証明書を申請し、自宅の被害認定の状況を確認する（P70）。
- 市民は、仮設住宅の種類や入居条件、応急修理の申請方法等について冊子等で確認し、正しく理解する。
- 市民は、仮設住宅やその種類（建設型・賃貸型）別の必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。
- 自宅の被害が半壊のうち、仮設住宅に入居せず修理により自宅での生活が可能な市民は、市に応急修理を依頼する。
- 市民は、仮設住宅等の入居に関し不明な点がある場合は、相談窓口を利用する。
- 児童・生徒の保護者は、通学路及び通学方法を把握し、安全性を確認する。
- 児童・生徒の保護者は、授業再開に向けて不足している学用品等を把握し、不足を学校に申し出る。
- 自宅が被災し、仮設住宅への入居を希望する市民は、希望先の仮設住宅の入居を申請する。
※希望先の仮設住宅へ必ず入居できるわけではない。
- 仮設住宅の入居先が決まった市民は、市が開催する入居者説明会等に参加する。
- 仮設住宅の入居者は、地域行事に積極的に参加する。
- 閉鎖する避難所の避難者は、仮設住宅の入居や避難所を移動するなど、避難所の閉鎖に協力する。
- 応急住宅の場所により、従来の学校への登校が難しい場合は、教育委員会へ相談する。
- 市民は自宅の再建等の支援制度等に関する説明会に参加し、制度等を正しく理解する。
- 市民は、自宅の再建や復興公営住宅の入居希望等を把握するための意向調査に協力する。

地域等のうごき	行政のうごき・支援策	I
●自主防災会は、施設管理者等と協力して、避難者の受付など、避難所を運営する。 ●避難所へ避難した市民は、避難所の運営に協力する。	●行政職員を派遣し、施設管理者と協力して避難所を開設する。 ●行政職員を派遣し、避難所の運営を支援する。特に高齢者や障がいのある人等の要配慮者へ十分に配慮する。	II
●市街地の復興プロセスの同項目参照（P65）。	●市街地の復興プロセスの同項目参照（P65）。	III
●自主防災会は、罹災証明書の申請場所や申請方法等について、地域住民の周知に協力する。	●各防災地区班に対する被害認定調査（1次調査）の説明会を実施する。 ●被害調査の結果から、自宅が被災した市民に対し、罹災証明書を発行する。	復興プロセス編
●町内会・区や自主防災会は、地域住民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。	●仮設住宅の種類や入居条件等、応急修理等の申請方法等について、広報機関と連携し、冊子等の広報媒体により周知する。 ●仮設住宅やその種類（建設型・賃貸型）別の必要戸数等を把握するための意向調査を実施する。	
●町内会・区や自主防災会は、応急修理の相談窓口の設置について、地域住民の周知に協力する。	●応急修理のための相談窓口を設置する。 ●応急修理が必要な世帯に、修理業者を斡旋する。	
●町内会・区や自主防災会は、仮設住宅の入居要件や相談窓口の設置について、地域住民への周知に協力する。	●仮設住宅に関する相談窓口を設置する。 ●意向調査の結果を踏まえ、仮設住宅の建設型及び賃貸型の必要戸数を確保する。	
●町内会・区やまちづくり協議会、PTA等は、通学路の安全性を確認する。	●避難所としての校舎の使用状況や被害状況等を考慮し、仮設校舎の建設や代替施設を確保するなどして、可能な限りの授業を再開する。 ●児童生徒に対し、不足している学用品を提供する。	IV
●町内会・区や自主防災会は、できる限り地域住民の入居先の把握に努める。 ●町内会・区やまちづくり協議会は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。 ●中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。	●地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。 ●入居者のための説明会等を開催する。 ●仮設住宅の供給が間に合わず、民間の賃貸住宅等に入居した市民に対しての支援を検討する。	
●自主防災会は、避難所閉鎖時期等について、避難者への周知に協力する。	●仮設住宅の整備状況、避難者数や意向等を考慮し、施設管理者と相談して、避難所を閉鎖する。 ●避難所の閉鎖時期等について、避難者へ周知する。	
●復興まちづくり協議会は、教育施設の整備に係る地域住民等への周知に協力する。	●施設の被害状況や児童・生徒数を踏まえ、本格的な授業の再開のため、教育施設を整備する。	
●復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域住民に対し、説明会への参加や復興公営住宅入居等の意向調査への協力を呼びかける。	●復興公営住宅入居や自宅の再建支援制度等に係る説明会等を開催する。 ●復興公営住宅の必要戸数や自宅の再建支援策を検討するための意向調査を実施する。	

市民・事業者のうごき

復興始動期

本格復興期

復興始動期

本格復興期

＜復興公営住宅が必要な
場合＞
復興公営住宅の
整備

- 市民は、復興公営住宅等の入居に関し不明な点がある場合は、相談窓口を利用する。

自宅の再建

- 市民は、自宅の再建計画（資金・時期）を検討する。
- 市民は、自宅の再建に係る行政からの支援策（被災者生活再建支援制度）を活用する。
- 市民は、自宅の再建等に関し、不明な点がある場合は相談窓口を利用する。

＜復興公営住宅へ入居する場合＞
復興公営住宅
への入居・説明会

- 自宅が被災し、復興公営住宅への入居を希望する市民は、希望先の復興公営住宅への入居を申請する。
- ※ 希望先の復興公営住宅へ必ず入居できるわけではない。
- 復興公営住宅の入居先が決まった市民は、市が開催する入居者説明会等に参加する。
- 復興公営住宅の入居者は、地域行事に積極的に参加する。

仮設住宅の 撤去

- 仮設住宅の入居者は、仮設住宅撤去の時期を把握し、復興公営住宅や民間賃貸住宅に入居するなど、仮設住宅の撤去に協力する。

罹災証明書とは

[illegible][illegible]

(表紙以外)		提出書類		第○期第○号	
大分県庁 庶務課		〒830-0801 大分県大分市○○○		電話 ○○○-○○○	
1 の 外	提出先	(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
提出先住所(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課					

2 の 外	提出先	(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
提出先住所(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課					

提出先住所(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課

3 の 外	提出先	(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
提出先住所(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課					

提出先住所(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課

4 の 外	提出先	(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
	提出先	〒○○○-○○○ 大分県庁 庶務課			
提出先住所(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課					

提出先住所(〒○○○-○○○) 大分県庁 庶務課

地域等のうごき

- 復興まちづくり協議会は、意向調査では把握しきれない復興公営住宅のニーズ等について、地域住民の意向を把握し、行政に報告する。
- 中間支援組織は、復興公営住宅のニーズの把握について、復興まちづくり協議会を支援する。
- 復興まちづくり協議会は、自宅の再建について、敷地面積や資金等の問題により個別再建が難しい地域がある場合は、地権者と協力して、建物の共同化等を検討する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、自宅の再建に係る支援策や相談窓口の設置について、地域住民への周知に協力する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。
- 中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、仮設住宅の撤去時期等について、入居者への周知に協力する。

行政のうごき・支援策

- 意向調査の結果や復興まちづくり協議会の報告等を踏まえ、復興公営住宅の必要戸数を確保する。
- 復興公営住宅に関する相談窓口を設置する。
- 被災者に対する住宅再建支援金制度の説明等を実施する。
- 半壊以上の自宅を再建（新築・修繕等）する場合は一部費用を助成する。
- 建物の共同化に対して、支援を検討する。
- 自宅の再建に係る相談窓口を設置する。
- 地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。
- 入居者のための説明会等を開催する。
- 復興公営住宅の整備状況等を踏まえ、仮設住宅を撤去する。
- 仮設住宅の撤去時期について、入居者へ周知する。

仮設住宅の種類について

①建設型応急住宅

震災後、公共空地等に新たに建設するプレハブ住宅のことで、平屋の長屋タイプの建物が一般的です。

②賃貸型応急住宅

既存の民間賃貸住宅等の空き部屋を行政が借り上げ、仮設住宅として市民に提供する形の仮設住宅のことです。

③みなし仮設住宅

震災後、被災者自身が賃貸住宅を確保し、仮の住まいとして入居した場合、その賃貸住宅を仮設住宅とみなすことです。仮設住宅入居条件にあてはまれば家賃が補助されます。東日本大震災の際、仮設住宅の建設を待てない多くの被災者が自ら応急住宅を確保する状況が発生し、家賃補助の支援が実施されることとなりました。



出典：熊本災害デジタルアーカイブ(菊陽町)

仮設住宅（建設型）の例

3)医療・保健・福祉の復興プロセス

市民・事業者のうごき	
発災 緊急対応期	被害確認
	福祉避難所の設置
	巡回訪問等の実施
	応急修理
	仮設施設の確保
	サービスの一部再開
	福祉避難所の閉鎖
応急復旧期 復興始動期	施設の再建
	通常業務の再開
	仮設施設の撤去
本格復興期	

行政のうごき・支援策

- 施設の応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する安全性を判定する。
- 事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。
- 福祉避難所を開設する必要がある場合は、施設の被害状況を確認し、福祉避難所（指定施設）を開設・運営する。さらに必要がある場合は、事業者には福祉避難所（協定施設）の開設を依頼する。
- 避難所等において、避難者の健康維持のために、巡回健康相談を実施する。
- 施設が被災した事業者に対して、応急的な施設の修理についての支援を検討する。
- 応急修理に関する相談窓口を設置する。
- 施設が被災した事業者に対し、仮設施設の整備についての支援を検討する。
- 仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
- サービスの提供状況について、市民へ周知する。
- 仮設住宅の整備状況やサービスの再開状況を踏まえ、事業者と連携するなどして、福祉避難所を閉鎖する。
- 施設が被災した事業者に対し、施設再建のための支援を検討する。
- 施設の再建に関する相談窓口を設置する。
- 通常どおりのサービス提供が可能となった施設を市民に周知する。
- 施設が被災した事業者に対し、仮設施設撤去のための支援を検討する。

I

II

III

復興プロセス編

IV

4)商業・工業の復興プロセス

事業者のうごき	
発災 緊急対応期	被害確認
	意向調査
	応急修理
	仮設店舗・事業所等の確保
応急復旧期	仮営業（操業）の開始
	雇用の確保
復興始動期	店舗・事業所等の再建
	本格営業（操業）の再開
	仮設店舗・事業所等の撤去
本格復興期	

行政のうごき・支援策

- 事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。
- 仮設店舗・事業所等の必要戸数等を把握するため、意向調査を実施する。
- 各種支援制度等について、広報機関と連携し、冊子等の広報媒体により周知する。
- 施設が被災した事業者に対して、応急的な店舗・事業所等の修理についての支援を検討する。
- 応急修理に関する相談窓口を設置する。
- 仮設店舗・事業所等の建設を予定している事業者に対し、立地可能な場所の情報提供等を行う。
- 施設が被災した事業者に対し、仮設店舗・事業所等の整備のための支援を検討する。
- 業務再開のための設備等の確保について、支援を検討する。
- 仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
- 仮営業（操業）再開のための支援を検討する。
- 事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。
- 合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。
- 雇用に関する市民・事業者のための相談窓口を設置する。
- 復興まちづくり協議会と連携し、復興まちづくり計画について、事業者への説明会を開催する。
- 施設が被災した事業者に対し、店舗・事業所等の再建のための支援を検討する。
- 業務再開のための設備等の確保についての支援を検討する。
- 店舗・事業所等の再建に関する相談窓口を設置する。
- 事業者の本格営業（操業）等の再開について、状況把握に努めるとともに、支援を検討する。
- 施設が被災し、仮設店舗・事業所等を設置した事業者に対し、撤去のための支援を検討する。

I

II

III

復興
プロセス
編

IV

5)農林漁業の復興プロセス

事業者のうごき	
発災 緊急対応期	被害確認
	農林漁業施設の 応急復旧
	意向調査
	機材等の 確保
応急復旧期	<自力再建が困難な事業者> 事業の共同化の 検討
	一部操業再開
	<自力再建が困難な事業者> 事業の共同化
復興始動期	従事者の確保
	農林漁業施設の 整備
	本格的な 操業の再開
本格復興期	

行政のうごき・支援策

- 事業者からの報告等を基に、被害が大きかった施設や重要性の高い施設等から順に被害調査を実施する。
- 被害の状況や重要性の高い施設等から、応急復旧業務を実施する。
- 必要な支援策や今後の継続意向等を把握するため、従事者に対し、意向調査を実施する。
- 各種支援制度等について、広報機関と連携し、冊子等の広報媒体により周知する。
- 被害状況等に応じて、機材の確保のための支援を検討する。
- 機材確保に関する相談窓口を設置する。
- 行政職員を派遣し、事業の共同化に向けた検討組織の設置や運営を支援する。
- 検討組織の活動場所や説明会の会場等を提供する。
- 事業の共同化に関する相談窓口を設置する。
- 風評被害対策の支援を検討するとともに、消費地等への情報提供を実施する。
- 事業の共同化に係る施設の整備等への支援を検討する。
- 事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。
- 合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。
- 雇用に関する市民・従事者のための相談窓口を設置する。
- 被災した農林漁業施設の整備及び再編を検討する。
- 行政が管理する施設のうち重要性の高い施設について、優先的に整備を実施する。
- 事業者が所有する農林漁業施設整備のための支援を検討する。
- 操業再開に向けた支援を検討する。
- 操業再開に関する相談窓口を設置する。

I

II

III

復興プロセス編

IV

4

復興まちづくりの体制

(1) 自助・共助・公助

1) 自助・共助・公助の復興活動

被災した際には、自らのくらしの再建は被災者自身が行うこと（自助）が原則です。しかし、復興の過程の中で、個人や家庭ではできないことについては、地域の力（共助）や、行政の支援（公助）を借りて、復興を進めていきます。

自助・共助・公助とは

- 自助：自ら（家族）の命は自ら守ること、又は備えること
⇒被災した自宅及び周辺の片づけ、改修、建替え など
- 共助：互いに助け合って地域を守ること、又は備えること
⇒地域内の片づけ、まちの復興の計画づくり など
- 公助：行政による救助活動など、公的支援のこと
⇒道路等の都市基盤の整備、各種補助・支援 など

2) 自助・共助・公助の担い手

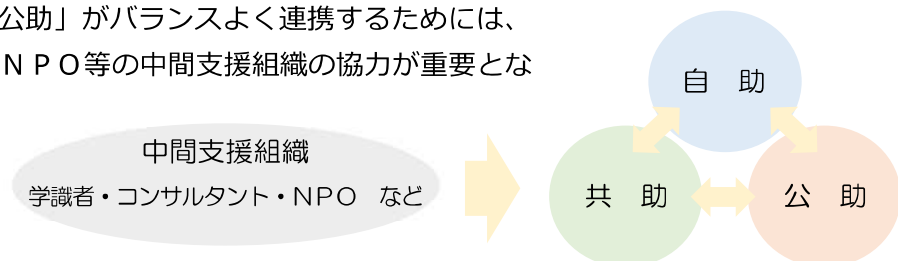
自助・共助・公助において想定される担い手は、以下のとおりです。

自助	市民、事業者
共助	市民、事業者、町内会・区、自主防災会、まちづくり協議会 など
公助	国、県、市等の行政機関（自衛隊や消防、警察等を含む）

3) 自助・共助・公助の連携

復興まちづくりを着実に進めていくためには、自宅の再建など被災者自身が行動する「自助」の取組、地域の結びつきを活かした「共助」の取組、「自助」「共助」を支援する「公助」の取組がバランスよく連携することが重要となります。

また、「自助」「共助」「公助」がバランスよく連携するためには、学識者やコンサルタント、NPO等の中間支援組織の協力が重要となります。



中間支援組織とは

住民と行政をつなぐ組織であり、被災地のニーズと支援がマッチするよう、学識者やコンサルタント、NPO等が中心となり、住民と行政間の連絡・調整を行います。

(2)協働による復興まちづくり体制

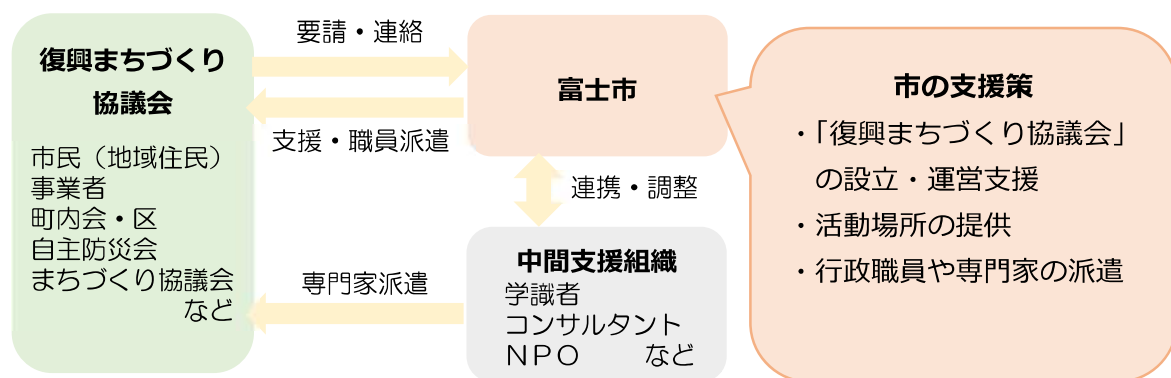
被災した地域が迅速かつ着実に復興するため、ここでは市民・事業者・行政及び中間支援組織等の協働による復興まちづくりの体制づくりや活動内容等について示します。

1)復興まちづくりの体制づくり

建物の倒壊や道路等の被害が面的に発生した地域では、復興後、同じ被害を発生させないためにも、地域が一体となった復興まちづくりを進める必要があります。

そのためには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、「復興まちづくり協議会」等の地域の復興まちづくりの方針等を検討するための組織が重要となります。

なお、組織の設立や運営については、地域住民等が主体となりますが、地域住民だけでは困難であることが想定されるため、行政が支援するとともに、コンサルタントや学識者等をはじめとする中間支援組織の参画が必要となります。



2)復興地区区分に応じた復興まちづくり組織の設立支援

復興地区区分のうち、特に「復興重点地区」では地域住民と行政が一体となり、早期に整備を推進するため、「復興まちづくり協議会」等の復興まちづくり組織が必要であり、地域住民の発意がない場合でも、行政が積極的に復興まちづくり組織の設立を推進します。

一方、「復興推進地区」や「復興促進地区」は、一体的なまちづくりは必要ですが、あくまで地域が主体となってまちづくりを進めていく地区であるため、地域住民等による発意があった場合について、行政は設立等の支援を行います。

地区区分	復興まちづくり組織の設立に係る行政の関与
復興重点地区	地域住民等の発意がない場合でも、行政が積極的に設立を推進する
復興推進地区	地域住民等の発意があった場合について、設立を支援する
復興促進地区	

3)復興まちづくり組織(案)

地域が主体となった復興まちづくり体制としては、発災後に地域の復興まちづくりの方針等を検討する「復興まちづくり協議会」と、その準備組織として委員の募集や規約案等を検討する「復興まちづくり準備会」が考えられます。

●復興まちづくり準備会

地域住民が中心となり「復興まちづくり協議会」の準備組織である「復興まちづくり準備会」を組織し、「復興まちづくり協議会」の規約案の検討や委員の募集等を行います。

設置時期（目安）	発災前～発災後概ね3ヶ月
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂 など
構成メンバー	地域住民、地域の事業者、町内会・区、自主防災会 まちづくり協議会 など
活動内容	「復興まちづくり協議会」の委員募集 「復興まちづくり協議会」の規約案の検討 復興まちづくりに対する地域住民の意識向上

●復興まちづくり協議会

「復興まちづくり準備会」の会員や被災住民が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」を設置し、地域住民の意向把握や情報提供、復興まちづくり案の作成等を行います。

設置時期（目安）	発災後概ね4ヶ月～
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂 など
構成メンバー	復興まちづくり準備会委員、被災した地域住民や土地所有者、 地域の事業者、中間支援組織など
活動内容	地域住民への情報提供 地域住民の生活再建等の意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案

4)既存のまちづくり組織等の活用

「復興まちづくり協議会」等の設立には、既存の組織等を活用することが考えられます。本市では自主防災活動が活発なことから次の組織の活用が考えられます。

●自主防災会

本市は、令和6（2024）年12月現在において、388の自治会に対し、390の自主防災会が組織されており、災害が発生した際には、救助活動や避難状況の把握、炊き出し等の自主防災活動を実施します。

●地区防災会議

各地区における防災対策の情報共有や意見交換の場として、地域が主体となって地区防災会議が開催されています。会議の委員は、町内会・区長や自主防災会長のほか、各種団体の代表者や避難所の管理者、市職員等で構成され、地域の防災力の向上に努めています。

5)復興まちづくり組織ができない場合

地域住民で復興への考え方が共有できない等の理由により、地域が主体となった復興まちづくり体制ができない場合は、行政主導や被災者個人による復興を進めることとなります。行政主導の復興となると、住民の合意形成に非常に時間を要し、「復興まちづくり協議会」が設置されている地域と比べ、復興が遅くなることが危惧されます。

また、個人への各種復興支援だけでは、地域として一体感のある復興まちづくりの推進が困難となる場合があります。

復興まちづくり協議会の活動事例

石巻市 北上まちづくり委員会	
設立経緯	復興まちづくりにおいて、地域の均衡ある発展及び活性化を図るため、市民と行政との連携により設立された。
構成メンバー	各集落の行政区長、商工会、漁協、農協などの地域団体代表、公募市民
主な検討内容	北上地域まちづくり委員会の開催 ・北上地域における復興の在り方について ・北上町集落調査報告、集落構想マップ、北上かわらばんの発行 など
	北上地域まちづくり委員会分科会の開催 ・若い人を中心に北上の仕事づくりを考える など



5

復興まちづくりの推進に向けて

(1)復興まちづくりに係る平常時の主な取組

市民・事業者・行政が平常時から復興まちづくりを考えておくことで、発災後の復興まちづくりを迅速かつ着実に進めることが可能となります。そのため、平常時より復興まちづくり訓練や講座等を実施し、市民や事業者、更には行政職員がそれぞれの立場で意識の向上に努めることが重要です。

市 民	・発災時における避難行動等（避難先や連絡方法等）を家族で話し合う。 ・防災訓練や自主防災会活動へ参加する。 ・自宅周辺の災害リスク（震度・液状化危険度等）を防災マップ等で確認する。 ・いざというときに迷いなく適切な行動をとれるよう、避難計画（マイ・タイムライン）を作成する。 ・復興まちづくり訓練や講座に参加し、復興まちづくりの進め方等を知る。
事業者	・従業員の安否確認・参集の方法を定め、周知する。 ・BCP（事業継続計画）を策定し、取引先や従業員に周知する。 ・防災訓練を実施し、防災体制を整える。
地 域	・自主防災会は、自主防災活動、防災訓練を積極的に実施する。 ・自主防災会は、地域の関係団体及び行政と協力し、復興まちづくり訓練を実施する。 ・まちづくり協議会は、地区防災会議を実施し地域の防災力を向上させる。
行 政	・復興まちづくり訓練や復興まちづくり講座を実施し、復興まちづくりの体制や進め方等について市民と共有する。 ・災害図上訓練（DIG）を実施し、地域の災害リスクや課題を市民と共有する。 ・防災マップの作成・配布・更新を行い、避難場所や災害リスク等について周知する。 ・富士市立地適正化計画に位置付けた防災・減災まちづくりに資する取組を展開する。 ・事前都市復興計画の作成・見直し・公表を行い、復興まちづくりの方針や進め方等を周知する。
中間支援組織	・復興まちづくり訓練の実施を支援する。

(2)地域協働の取組

発災後の円滑な復興を進めるためには、復興まちづくりに対する理解を深め、関係者が共有すべき内容を事前に把握しておくことが重要です。そのため、復興まちづくりに向けた協力関係を事前に構築するとともに、復興の進め方等を関係者間で共有するため、市民・事業者・行政等の協働により、各種訓練等を実施します。

1)復興まちづくり訓練

復興まちづくり訓練とは、「自分達のまちが被災したら、どのような被害が発生し、復興をどう進めるか」について、発災前から市民・事業者・行政が協働で考える取組の一つで、災害を想定して復興を模擬体験する訓練です。

通常の防災訓練とは異なり、被災体験者による講演やグループワーク等を通じて、復興まちづくりの進め方等を検討します。

●一般的な訓練のながれ

第1回	ガイダンス	学識者等の講話を聞いて、自宅の復興を考える
第2回	タウンウォッチング	まちを歩いて被害をイメージする
第3回	グループワーク	被災後の住まいや生活を確保する
第4回	グループワーク	復興まちづくり計画（案）※を考える
第5回	報告会	訓練で検討した内容等を地域住民へ周知する

※復興まちづくり計画（案）とは

地域の特性や想定される被災状況から、地域における復興まちづくりの進め方や体制等について示したもの。発災後は、実際の被災状況を踏まえ、地域の復興まちづくりのベースとして活用する。

●訓練の実施について

復興まちづくり訓練は、地域が主体となり取り組みますが、訓練の実施に当たっては、専門家の派遣や資料の作成など、行政が積極的に支援します。

行政の支援策

- ・ 専門家やコーディネーター、行政職員の派遣
- ・ 資料の作成支援
- ・ 訓練場所の提供 など

●訓練成果の周知について

復興まちづくり訓練において作成した「復興まちづくり計画（案）」等を、町内会・区の会合や回覧等で周知し、地区内にて復興方針等の共有を図ります。

また、地域のまちの整備が進み被災イメージが変わったなど、計画の内容が現状にそぐわない場合や、再度復興まちづくり訓練を実施した際には、計画内容の修正を行います。

« これまでの取組 »

- ・平成 27(2015)年度：富士駅北口周辺地区
- ・平成 28(2016)年度：元吉原地区
- ・平成 29(2017)年度：田子浦地区
- ・平成 30(2018)年度～令和元(2019)年度：吉原本町駅周辺地区
- ・令和 3(2021)年度～令和 4(2022)年度：須津駅周辺地区
- ・令和 5(2023)年度～令和 6(2024)年度：広見商店街周辺地区

2)復興まちづくり講座

復興まちづくりの進め方や市民・事業者・行政の役割等について、市民等に正しく理解してもらうため、防災講座や各種会合と併せて、本計画の内容等についての復興まちづくり講座を実施します。

3)災害図上訓練(DIG)

みんなで地図を囲み、地域の情報を書き落とすことで、普段気づかない自分の地域の災害に対する“弱み”や“強み”を再確認し、減災のために家庭や地域で事前にできること（やるべきこと）を話し合います。

◆地区街づくりセンターの役割

地区まちづくりセンターは各地区のまちづくり活動の拠点、地区における社会教育事業の拠点、災害発生時の防災拠点など様々な役割を有しています。

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合、富士市地域防災計画に基づき、地区の拠点として、各地区まちづくりセンターに市職員により構成される地区班を配置し、自主防災会と本部の連携（パイプ役）、必要に応じて市指定避難所・医療救護所の開設・運営などにあたる体制をとります。



◆家庭・地域での災害への備え

(1) 防災訓練への参加

9月1日の防災の日や12月第1日曜日の地域防災の日には、市内各地域において防災訓練が実施されています。万が一災害が発生した際に、家庭内はもちろん、地域の中でどのように行動するのかを訓練しておくことが重要です。

- ・9月1日（防災の日） 総合防災訓練
- ・12月第1日曜日 地域防災訓練



(2) 地域の復興まちづくりについて

本編では、本市全体に係る復興まちづくりの方針等を示していますが、復興まちづくりを迅速かつ着実に進めていくためには、本編を踏まえ、被害状況や地域特性に応じ、各地域の復興まちづくりの目標や方針等が必要となります。

地域の復興まちづくりの推進には、地域住民の参画が不可欠であり、復興まちづくり訓練等を通じて、市民・事業者・行政、更には専門家等と連携を図ることが重要となります。



広見商店街周辺地区復興まちづくり訓練
(令和5年～6年)

訓練においては、地域における復興まちづくりの方針や体制等の検討のほか、弁護士永野海氏が作成した「被災者生活再建カードゲーム」を行い、参加者が、被災後にどのような支援を受け、どのような方法で住まいの再建を行うのかを具体的に考えることで、支援制度を実際に使える力を身につける取組などを行っています。

<被災者生活再建カードゲーム>とは・・・



被災後の支援制度を活用して住まいを再建する方法を体験するゲームです。実際に、支援制度のカードをハサミで切り、ノリで専用の台紙に貼り、もらえる金額を書き込んでいくことで、被災者の支援制度への理解を促進するとともに、発災時の相談窓口業務を想定した支援側の理解を深めることも出来ます。

【HP : <http://naganokai.com/>】

(3)行政内の取組

本市では、災害への事前準備、発災時のうごきの周知等のため、本計画の策定・公表、防災マップの作成・配布等のほか、行政内部の横断的な連携を高めるために、全庁的な訓練を実施します。

これらの取組を通じて、行政職員の復興まちづくりに向けた意識啓発や情報共有、連絡体制の構築を図るとともに、行政の取組についての手順等を確認し、発災後の円滑な支援に備えます。

1)庁内復興訓練

本計画の策定に伴い作成した行動マニュアルを活用し、庁内復興訓練を実施します。行動マニュアルを確認しながら訓練を実施することで、発災後の行政支援に対する関係職員の役割を明確にするとともに、横断的な行政のうごき方を共有します。

2)行動マニュアルの再整備

訓練を通じて、行動マニュアルの問題点等が明らかになった場合、訓練後に問題点等を整理し、見直しを行います。

(4)事前都市復興計画の見直しの考え方

「復興まちづくり訓練」や「庁内復興訓練」の成果、社会経済情勢の変化、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」の改定、被害想定的大幅な更新等があった場合は、適宜計画の見直しを行います。